

政令第九十五号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一 法の別表第八四五・一一号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「黒鉛電極」という。）

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三 この政令の施行の日から令和七年七月二十八日までの期間

2 この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、九十五・二パーセントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、黒鉛電極又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた黒鉛電極を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該黒鉛電極の原産地を証明した書類を提出させることができる。

2 関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第三条第

一項」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては、当該特別の規定による税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十

号)の一部を次のように改正する。

別表中第七〇号の一五を第七〇号の一六とし、第七〇号の一四の次に次の一号を加える。

七〇の一	黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五
五	号)第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請